

株式会社九州シジシーに対する警告について(概要)

参考

対象商品:CGC商品(「CGC」のブランドを付すなどした食料品、日用品等の商品)(注)の一部



再販売価格の拘束の疑い

違反被疑行為

株式会社九州シジシー

同意の取付け

下限売価(CGC商品を小売販売する場合の下限の価格)を示し、当該下限売価について取引先小売業者から同意を得る

この商品は●●円以上で販売してください



分かりました

九州シジシー

取引先小売業者

取引先小売業者が
下限売価未満で販売している場合

要請等

販売価格を下限売価以上に引き上げるように要請等

販売価格を●●円以上に引き上げてください



安く販売したいのに...

九州シジシー

取引先小売業者

取引先小売業者等
(九州地区及び沖縄県に所在する
CGCグループ加盟事業者)



下限売価以上で販売

一般消費者

(注) CGC商品は、九州シジシー等が製造事業者に製造委託するなどし、各地の中堅・中小スーパーマーケットから構成されるグループ(CGCグループ)の加盟事業者に向けて、同グループを運営する九州シジシー等から供給される。